

「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン（案）に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見について

令和 6 年 5 月 2 8 日
厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

標記について、令和6年2月14日から令和6年2月28日までの間、ホームページを通じて御意見を募集したところ、計7件の御意見をいただき、うち1件は本件とは直接関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです（取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見を内容に従って区分し、また同趣旨のものは適宜集約する等しております。）。また、今回の意見募集の対象とならない内容であったこと等から取り上げていない御意見についても、今後の職務の参考とさせていただきます。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<ul style="list-style-type: none">・ガイドラインの内容が健康診断を中心とする医学的検査の導入に偏っているが、個人事業者等の健康を守るためには有害物の発生防止、発生した有害物の排除、被着した有害物洗浄など、まずはばく露対策が行われなければならない、このために必要なのは環境測定であり、健康診断ではないと考える。・ガイドラインにメンタルヘルス対策の内容も含まれているが、健康障害が発生する過程が全く違うため、これらは別扱いにすべきである。	<p>労働者と同じ場所で就業する個人事業者等の健康障害の防止のために必要な危害防止措置については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第22条等の規定に基づく各種省令の規定を改正し、新たに事業者に必要な措置を義務付け、その履行確保に努めているところです（令和5年4月1日施行）。</p> <p>また、労働者とは異なる場所で就業する場合であっても、ばく露防止等の健康障害防止措置を適切に講じることが重要であるため、本ガイドラインにおいては、</p> <p>個人事業者等が実施する事項として</p> <ul style="list-style-type: none">・危険有害業務による健康障害リスクの理解・適切な作業環境の確保・注文者等が実施する健康障害防止措置への協力 <p>注文者等が実施する事項として</p> <ul style="list-style-type: none">・安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供、受講・受診機会の提供等・作業場所を特定する場合における適切な作業環境の確保

		<p>をそれぞれ記載しております。</p> <p>メンタルヘルス対策については、個人事業者等によるセルフケアに加え、注文者等には、注文状況等によって個人事業者等が心身に不調をきたすことがないように配慮を求めています。</p> <p>個人事業者等の健康障害防止や心身の健康の確保に当たっては、上記を踏まえた対応を関係者がそれぞれの立場で実施することが重要であるため、法令や本ガイドラインに基づく取組の周知等に努めてまいります。</p>
2	個人事業者等の「等」には、個人事業者以外の誰が含まれるのか。	本ガイドラインの対象としている「個人事業者等」は、「事業を行う者のうち労働者を使用しない者及び中小企業の事業主又は役員」としています。
3	個人事業者等の関係団体等に特別加入団体が含まれることを明記していただきたい。	ご指摘のとおり、特別加入団体は本ガイドラインにおける「個人事業者等の団体」に含まれます。厚生労働省 HP において本ガイドラインに関する QA の掲載を予定しており、ご指摘の点について記載させていただきます。
4	仲介業者について芸能業界では芸能プロダクションが直近上位の注文者に該当することを明記していただきたい。	<p>本ガイドラインは個人事業者等及び注文者等が自主的な取組として行うべき基本的な事項を示したものです。本ガイドラインでは、仲介業者やプラットフォームであっても、個人事業者等に仕事を注文する場合は「注文者」に該当し、また、個人事業者等に仕事を注文しない場合であっても、個人事業者等が受注した仕事に関し、個人事業者等が契約内容を履行する上で指示、調整等を要するものについて必要な干渉を行う場合は、当該仲介業者やプラットフォームは本ガイドラインの「注文者等」に該当し、当該仕事の注文者と連携して、本ガイドラインの4に示す事項を実施することとしています。</p> <p>注文者等への該当性については個別具体的に判断されるべきものですが、個人事業者等や注文者等が加入する業種・職種別の団体や仲介業者等により、本ガイドラインを参考に、どのような者が注文者等に該当するのか</p>

		<p>も含め、それぞれの業種・職種の実情や商慣習に応じた具体的内容や追加事項を示した業種・職種別のガイドラインを必要に応じて策定することが推奨されます。</p>
5	<p>個人事業主でも今後、労働者性が強まると思われる業務については、注文者側の責務を大きくしていくという総論的な考え方があった方が良いのではないかと。</p>	<p>本ガイドラインは、労働者と同じ場所で就業する者や、労働者とは異なる場所で就業する場合であっても、労働者が行う作業と類似の作業を行う者については、労働者であるか否かにかかわらず、労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきであるという基本的な考え方のもと、個人事業者等の健康管理について自主的な取組の実施を促すことを目的としています。</p> <p>個人事業者等の安全衛生の確保に当たっては、個人事業者等自身の取組のほか、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会 報告書」別添2における対策の方向性として、「注文した仕事に係る作業場所や作業方法から生ずる災害リスクを管理することが可能である注文者が災害リスクに応じた措置を講ずる」とされているとおり、注文者等による取組も重要であることから、本ガイドラインにおいても同様の考え方にに基づき、個人事業者等自身の取組に加え、注文者等の取組についても記載しています。</p> <p>なお、雇用契約を締結せず、形式的には個人事業者等として請負契約や準委任契約などの契約で仕事をする場合であっても、労働関係法令の適用に当たっては、契約の形式や名称にかかわらず、個々の働き方の実態に基づいて、労働基準法（昭和22年法律第49号）上の「労働者」であるかどうか判断されることとなります。「労働者」に該当すると判断された場合には、本ガイドラインによらず、「労働者」として、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の労働関係法令が適用されます。</p>

6	<p>個人事業主と注文者との関係性の中で、注文者が個人事業主に対しても安全配慮義務を負うことを明記すべきである。また、注文者による不適切な対応について事例をあげて説明すべきである。</p>	<p>「個人事業者等の安全衛生対策のあり方に関する検討会 報告書」を踏まえ、本ガイドラインにおける基本的考え方として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業者等として事業を行う上では、自らの心身の健康に配慮することが重要であり、自らで健康管理を行うことが基本である ・注文者等による注文条件等が個人事業者等の心身の健康に影響を及ぼす可能性もあることから、その影響の程度に応じて、注文者等が必要な措置を講じることが重要である旨を記載しています。また、個人事業者等の長時間の就業による健康障害の防止のための注文者等が配慮すべき事項として、具体的に <ul style="list-style-type: none"> ・週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること ・発注内容の頻繁な変更を抑制すること等を例示しています。
7	<p>産業医やメンタルケア相談を個人事業者等が受ける費用を安全経費として注文者に請求できるようにすべきである。</p>	<p>本ガイドラインにおいては、個人事業者等として事業を行う上では、自らの心身の健康に配慮することが重要であり、各種支援を活用しつつ自らで健康管理を行うことが基本である旨を示しています。一方で注文を受けて仕事を行う場合には、注文者等による注文条件等が個人事業者等の心身の健康に影響を及ぼす可能性もあることから、個人事業者等が自らの健康を適切に管理するためには、その影響の程度に応じて、注文者等が必要な措置を講じることが同時に重要であることを示しています。</p> <p>このような基本的な考え方のもと、注文者等が実施する事項として、注文者等による注文条件等によって個人事業者等の就業時間や日々の業務量が注文者等の側で特定されることに伴い就業時間が長時間になり、疲労の蓄積が認められる個人事業者等から求めがあったときには、当該個人事業者等に対して</p>

		医師による面談を受ける機会を提供することとしています。
8	注文者が必要に応じて、個人事業者等の健康状態、健診結果、労働時間などを把握できるようにすべき。	「個人事業者等の安全衛生対策のあり方に関する検討会 報告書」を踏まえ、本ガイドラインでは、個人事業者等として事業を行う上では、自らの心身の健康に配慮することが重要であり、自らで健康管理を行うことが基本であるとしています。健康診断結果を踏まえた健康管理は個人事業者等が自ら行うものであり、本ガイドラインは、個人事業者等の健康診断結果を取得することや個人事業者等の日々の就業時間を把握することを注文者等に求めるものではありません。なお、注文者等による注文条件等により、就業時間が長時間になり、疲労が蓄積したとして個人事業者等から医師による面談を受ける機会の提供を求められた際には、注文者等として個人事業者等の就業実態を具体的に確認することを妨げるものでもありません。
9	<p>特に個人事業者が注文者となるような場合は、医師による面接指導を受ける機会提供が経済的に困難なことも想定されるため、過度な負担により個人事業者への発注控えに繋がらないよう以下の措置を講じるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域産業保健センター等で行われている医師による面接指導等の産業保健サービス対象を労働者だけでなく、「個人事業者」も範囲に含める。 ・面接指導の実施者を「医師」に限定をせず、「保健師・看護師・精神保健福祉士・公認心理師」等も認める。 ・個人事業者が自身で加入をする民間保険の付帯サービスを利用する等をして、医師による面接指導を受ける機会を自ら確保出来る場合は、注文者等による機会提供の対象外とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本ガイドラインでは、注文者等は、注文条件等によって就業時間が長時間になり、疲労の蓄積が認められる個人事業者等から求めがあったときは、長時間労働者に対する面接指導制度を参考にして、当該個人事業者等に対して医師による面談を受ける機会を提供することとしています。地域産業保健センターでは、50人未満の事業場の事業主及び労災保険に特別加入している個人事業者等が注文者等となり、その注文等を受ける個人事業者等が労災保険に特別加入している場合には、注文者等からの依頼により、その注文等を受ける個人事業者等に対する医師による面談サービスを無料で行う予定です。 ・注文条件等によって就業時間が長時間になり、疲労の蓄積が認められる個人事業者等に対する面談は、個人事業者等に対して就業上の措置に関する助言を行うものであるため、長時間労働者に対する面接指導は医師によ

		<p>り行われる労働安全衛生法の規定を参考にして、医師による面談としています。</p> <p>・医師による面談を受ける機会は、個人事業者等から求めがあった場合に、注文者等が個人事業者等に対して提供することとしています。</p>
10	<p>「医師による面接機会の提供」や「一般健康診断費用の負担」について、複業もしくは兼業の場合に、どの注文者が行うべきか指針を示すべき。</p>	<p>個人事業者等に対する医師による面談を受ける機会の提供や、個人事業者等が一般健康診断と同様の検査を受診する際に要する費用の負担の要否は、個々の注文者等がその注文条件等により判断するものであり、対象となる個人事業者等が複数の注文者等から注文等を受けている場合の就業時間を合算していただく必要はありません。</p>
11	<p>特殊健康診断については、派遣労働者と同様に、注文者等が管理して個人事業主に健診を行うべき。</p>	<p>「個人事業者等の安全衛生対策のあり方に関する検討会 報告書」を踏まえ、本ガイドラインでは、個人事業者等として事業を行う上では、自らの心身の健康に配慮することが重要であり、自らで健康管理を行うことが基本であるとしていることから、個人事業者等は、労働者であれば特殊健康診断等が必要となる業務に常時従事する場合、特殊健康診断等と同様の検査を自ら受診することとしています。一方で、その費用負担については、注文者が、全部又は一部を負担するよう配慮することとしているほか、注文者等は、個人事業者等が注文者から注文を受けた危険有害業務を常時行う際、労働者であれば必要となる特殊健康診断等について把握している情報を提供することとしています。</p>
12	<p>注文者側の責務として、危険有害要因を個人事業者に説明することが必要である。ガイドラインの11ページには「作業方法や保護具等に関する必要な措置について周知すること」とあるが、その前段に「注文者側が危険有害要因のリスクを個人事業者に事前に十分な説明を行い、理解を得ることを徹底する必要がある」という一文を入れるべき。</p>	<p>ご指摘のとおり、個人事業者等が危険有害業務による健康リスクを理解することが重要です。そのため、本ガイドラインでは、個人事業者等は、健康に影響を及ぼすおそれのある危険有害業務に従事する場合には、注文者等から情報の提供を求める等の方法により、あらかじめ当該業務による健康障害リスクや健康障害を防止するために必要な対策についての知識を得ておくこととしています。</p>

		また、注文者等は、注文する危険有害業務の内容、当該業務による健康障害リスクや健康障害防止対策について把握している情報を個人事業者等に提供することとしています。
13	定期的な健康診断の受診による健康管理について芸能の仕事は数時間から1ヵ月以内が多く、1年以上は滅多にない。健康診断に係る支援をもっと短期間にしていきたい。	労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第44条において、事業者は、常時使用する労働者に対し、1年以内に1回、定期的に、健康診断を実施しなければならないとされています。本ガイドラインにおいては、当該規定を参考にして、注文者から注文された仕事に要する個人事業者等の作業時間が平均して1週間につき40時間程度となることが見込まれ、かつ、期間が1年以上である契約又は一つの契約期間が1年に満たなくても、更新等により、繰り返し契約を締結し、各々の契約期間の終期と始期の間の短時日の間隔を含めて通算することで1年以上となる契約である場合には、労働者と同様の健康診断の費用を負担することが望ましいとしています。
14	ガイドラインの中には、提携先の確保や運用体制の整備等で時間を要するような規定があるため、ガイドライン公表から一定期間を準備期間として確保をすべき。ガイドラインの適用期日をガイドライン公表日から半年以上後にしていきたい。	本ガイドラインは、個人事業者等が健康に就業するために、個人事業者等、注文者等がそれぞれの立場で自主的に実施することを促すものです。注文者等が実施する事項について、全ての事項を早期に実施することが望ましいと考えておりますが、全ての事項についての準備が整うのを待つことなく、実施できる事項は速やかに実施していきたいと考えていることから、準備期間は設けないこととしています。